第 29 回大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会
議事概要

日時：令和８年８月１７日（月）
午後２時～4 時
場所：大阪赤十字会館
3 階 301 会議室

【事務局】
福祉部長挨拶、委員紹介

【事務局】
議題（１）「「大阪府高齢者計画 2024」の取組み状況等について（主な取組み）」について説明

【委員】
資料１の 22 ページにある「自宅で療養しながら最期まで過ごすことができると思う高齢者の割合の増加」というアウトカム指標について、測定が難しいのはよく理解するが、本来アウトカム指標というのは、ある事実をきちんと確認できるものが望ましいと考える。
この場合であれば、データを集められるかという問題はあるが、この間、地域包括ケアシステムの推進の取組みを行っていることから、例えば、在宅で最期までお過ごしになったという在宅看取りの数の変遷などが考えられるのではないか。
もちろん介護保険では入所によるサービスも提供しているので、在宅看取りの数のみがアウトカム指標にはならないと思うが、在宅での生活をいかに延伸できるかというところを測定できるような客観的な指標を、もし何らかの方法で把握できるのであれば、それをこのアウトカム指標に設定するのがいいのではないかと考える。
実際に測定するのは非常に難しいことであると考えられるので、可能であれば、また類するデータがあれば使用を検討していただければと思う。

【事務局】
実際に把握できるデータを確認したうえで、どのような指標を設定できるか検討してまいりたいので、引き続きご意見等をお願いしたい。

【委員】
先ほどの委員の発言に加えて、難しいとは聞いているが、老人ホームなども種別によっては在宅にあたるため、在宅の中でもその内訳、自宅と自宅以外という内訳を、もし指標を測ることが可能であれば分けて考えたほうがいいのではないか。

【事務局】
ご指摘のとおり、現在の在宅のデータは、ご自宅と、いわゆる高齢者住まいのデータとが含まれたものであり、それらの内訳のデータを確認できないのが現状である。
そういった内訳のデータを取得できるよう、国等に働きかけるなどしていきたいと思う。

【委員】

資料１の 9 ページに介護生産性向上総合相談センターでの実績の記載があり、伴走支援は令和７年度に 55 事業所と、順調に増えていると見て取れる。この介護現場の生産性向上は、様々な機器を導入するとか、人材確保等に関する内容だと思うが、そういった相談をする中で、財務や組織、労務など経営相談のようなところまで相談の範囲が広がるのではないかと考えられる。そこまでの相談への対応は、この介護生産性向上総合相談センターではなかなか難しいのではないかと思われるが、そういった相談があった場合に、他の相談機関等との連携があるのかどうかと、どの程度深くまで聞き取って相談対応をしているのか、そのあたりの内情を知りたいと思う。
また、10 ページに介護ロボットとＩＣＴの導入支援事業の件数が記載されているが、大体どれぐらいの額が投入されているのか、金額が分かると実感が得られると思うので教えていただきたい。

【事務局】
一点目の介護生産性向上総合相談センターで受けている相談の内容については、ＩＣＴやロボットはどのようなものがあるのか、どういうものを施設や事業所に導入すると良いかという、主にテクノロジーに関する相談が多くなっている。経営状況に関する相談は今のところ少なく、年間 1 件か 2 件というところ。来年度から経営改善支援が義務化されることもあるので、ハローワークや、中小企業・小規模事業者のための無料経営相談所である大阪府よろず支援拠点等とも連携できるよう検討し、枠組みができればご案内したいと考えている。
二点目の介護ロボットとＩＣＴの導入支援事業の金額の規模について、今年度は 13 億円ほどの予算額を計上しており、これは昨年度とほぼ同規模である。現在、受付・審査をしているところであり、引き続き取組みを進めてまいりたい。

【委員】
高齢者施設等はかなり経営が難しくなっていると聞いており、そういった背景があって、生産性向上として対応する範囲を拡大することが求められているのだと思う。経営相談の入口として様々なチャンネルがあればいいと考えるので、他の相談機関と連携を密にしていただければと思う。

【会長】
続いて、議題２「大阪府高齢者計画 2027」骨子案について、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局】
議題（２）「「大阪府高齢者計画 2027」骨子案について」について説明

【委員】
資料４の 18 ページに、国の認知症施策推進基本計画におけるＫＰＩの掲載がある。この中の重点目標「③認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができる」のアウトプット指標に、「就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数」や、「認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数」などが挙げられていることを念頭に置いたうえで、次期計画では、若年性認知症の方の相談窓口をより多くの関係機関へ共有いただけるような施策の検討をお願いしたい。
働きながら治療を続ける若年性認知症の方への仕事と治療の両立支援のためにも、できるだけ早く当事者の人たちが相談につながることができる体制が必要であると考えているが、現在、府が設置する若年性認知症の相談窓口は、産業医や主要な医療機関からの相談だけを受けている状況であることから、これでは不十分であると感じている。
今はレカネマブ等での治療を行っている医療機関も増えており、そういった新しい治療を受けている方が就労支援の対象となるケースも増えていることからも、せめてレカネマブでの治療を行っている医療機関から府の若年性認知症支援コーディネーターにアクセスできるようにしていただきたい。
また自身の経験から言うと、大阪府が設置する若年性認知症支援コーディネーターが１か所では対応が難しいと考えるので、地域的には北と南にそれぞれ必要ではないかと思っている。

【事務局】
若年性認知症の方への支援は、老年の認知症とは異なり、就労や子育て・介護等にも関わっておられることから、支援の仕方が難しく、時間がかかるという特徴がある。
現在、府内の若年性認知症支援コーディネーターは、政令市である大阪市と堺市がそれぞれ設置しており、大阪府での設置は１か所である。そのため、一部の医療機関と産業医等を経由しての相談に限定せざるを得ない状況にあるが、市町村とも連携して、府民の方々、悩んでおられる方々から相談頂けるよう努めている。市町村の担当者向けの研修を行って相談力の向上に努めており、医療機関から円滑に支援に繋がることの重要性もかねてからお伝えしているところ。
今後、若年性認知症支援コーディネーターの連絡先の公表等も含めて検討してまいりたいと考えているが、予算等の関係もあることから、あらゆる方法を検討していきたいと考えている。

【委員】
地域共生社会の実現という視点から二点意見を申し上げる。

一点目は、昨今、排外的な主張が非常に目立っていると感じており、昨年 11 月に大阪府が実施した人権問題に関する府民意識調査でも、外国人に対する排斥の意識が高くなっていたと聞いている。
ある地域包括支援センターのセンター長から聞いたことだが、以前、介護従事者に対してアンケート調査を実施し、300 人ほどから回答があったと聞いた。その調査の結果、3 割弱の方が、国籍や人種を理由に、利用者から否定的な言葉を言われ、また、それをきっかけに、介護現場の仕事をお辞めになった方が 1 割に上るという結果だったと聞いている。
介護人材不足が叫ばれている昨今、外国人の方がたくさん介護職に従事されていると聞いており、また、歴史的にも外国人の方が多く住まれていて、介護サービスの利用者も従事者も外国人の方が非常に多い地域もあると聞いている。
このアンケート調査では他にも、障がい者差別、部落差別、性的な差別、病気に関する差別など、様々な差別的発言を利用者の方から言われているという状態が、非常に憂うべき数字で表れていると聞いているので、大阪府もこの結果を分析いただければと思う。
特に憂慮しているのが、このような差別的な言葉を言われたときに、約半数の方が誰にも相談していない、相談しても結局何も変わらないと思った、というような結果も出ているという点。地域共生社会の実現をめざすために、介護サービスの利用者にも教育や啓発をしっかりと行う必要があり、それをどのような形で行うのか、また、差別的な言動を利用者から受けた場合に相談できる施設や行政の相談窓口について検討していくべきではないかと考える。
今後も外国人介護従事者の増加が予測されるので、次に大阪府で計画策定のための調査等をするときには、何らか利用者の意識を把握できるような設問をし、実態把握したうえで今後の施策に反映していただきたい。
二点目は、先日も熊本で地震が発生したが、災害発生時に外国人の方は災害弱者になり得る。外国人住民も高齢の方が増えており、また障がいをお持ちの方もいる。大阪で災害が発生した場合に、災害弱者が多数になることも予想されるため、その対応について次期計画への反映を検討いただきたい。

【事務局】
外国人介護従事者に対して差別的な発言があるとのことで、あってはならないもの。大阪府高齢者計画においては、人権の尊重を基本理念に掲げており、一番大切に考えている。その考えに基づき、介護サービス利用者への啓発や従事者の方向けの相談窓口、また次回の意識調査での利用者の意識を問えるような設問の検討等、どのようなことができるか考えてまいりたい。
また、近年は地震の他、豪雨災害などもあり、いつ災害が起こるかもしれないという危機感を行政として持っておく必要があると考えている。災害時における外国人の災害弱者の方への支援体制は重要なものであると認識しているが、その方々への支援の部分に着目した

災害対策そのものを高齢者計画に記載するのは難しいところであるので、いただいたご意見は総合的な災害対策の所管部局に伝えつつ、高齢者計画においても災害対策をしっかりと考えてまいりたい。

【委員】
資料２の３ページ、「○地域包括ケアシステムの深化」の部分に、頼れる身寄りがいない高齢者等への地域包括支援センター等による相談対応の明確化について記載されているが、これは我々事業者サイドとしてはとても大きな話であると感じている。社会福祉法が改正され、現在は社会福祉協議会が中心に行っている利用者の金銭管理等を、第二種社会福祉事業として各事業者でも実施していくという話になっている。
私の地元の市でも来年度から進めていく方向で話を進めており、地域の実情を考えると、これはどんどん進めていくべきであると考えるが、一方で、地域包括ケアシステムという考えが始まった当時から現在までに、重層的支援体制整備事業が加わるなど、支援内容が非常に増えている現状がある。各市町村へも相談しているが、事業者サイドとしては人員の基準をせめてもう１人増やすなどしなければ、なかなかやっていけない現状がある。私の事業所でも丸々1 人分の人件費を法人から支出するような状況となっており、そういったことに対して、人員の基準を増やしたり費用の予算化をするなど、大阪府からも援助をいただきたいと思う。
また、議題１で説明があった介護テクノロジーに関連して、以前に比べて予算が増額されていることは有難いが、事業所数自体が毎年増えていることもあり、なかなか各事業所に行き渡っている実感がない。補助金の申請期間もタイトで手続きも大変ということで、特に小さい事業所などでは申請を諦めてしまうということもある。それではなかなか介護テクノロジーの導入が進まないと思うので、申請手続きをもう少し簡略化するなど、今後改善をお願いしたいと思う。

【事務局】
一点目の身寄りのない高齢者等への支援について、今般、民法の成年後見制度の見直し、社会福祉法の改正や新たな事業など、大きな改正があったところ。日常生活の支援は社会福祉協議会等で引き続きさせていただくが、入退院時の身元の保証の関係、死後事務の関係など、そういった新しいことを始める必要がある。
大阪府の現状を報告させていただくと、市町村と市町村社会福祉協議会、実施主体となる大阪府社会福祉協議会において、ワーキンググループとして検討会議を行っており、その中で具体的な事業の進め方について検討しているところ。実際に事業が始まるまでに一定細かい部分まで考えていきたい。

【委員】

資料 3 の 13 ページには高齢者住まいの状況について、高齢者住まいからの退去先まで調査したデータが掲載されており、大変参考になる資料であると思っている。
先ほどの説明にもあったが、入居者の要介護度別の構成比を見ると、特定施設入居者生活介護の指定を受けている住まいよりも、指定を受けていないいわゆる非特定の住まいの方が要介護 3 以上の入居者の割合が高いことがわかる。個人的には、本来、介護度が高い重度の方は特定施設に入居されるほうがいいのではないかと思うが、この結果をみると逆転現象が起きてるように思う。もちろん住まいであるので、ご本人が自身の選択で入居されるのは自由であるが、特定施設や介護保険施設は人員配置基準が厳密に設けられており、日中も夜間も各専門職が配置されているので、重度の方の場合は、そうした人員配置基準のある住まいに入居された方がより適切なケアを受けられるのではないかと考えている。
次に、退去先別の構成比で死亡退去の割合なども記載されているが、高齢者住まいには、いわゆるホスピス型といわれる終末期まで過ごすための住まいもあれば、そうでない住まいもある。もし可能であればそういった類型で分けると、それぞれの特徴が見えてくるかもしれない。ホスピス型の住まいであれば、死亡退去者が 5 割ではなく、8 割、9 割であったり、その他の住まいであればもっと違った割合が出るかもしれない。実際にそういった類型でデータを分けるのは難しいかもしれないが、今後検討いただければと思う。
最後に、資料 2 の 9 ページに、一部の住宅型有料老人ホームによるいわゆる囲い込み問題に関して、住宅担当部局との連携ということが国の基本指針として記載されているが、これと併せて、生活保護を担当している福祉部局との情報連携も行っていただく方がいいのではないかと考える。別の調査で、こういった住まいの入居者は、生活保護の介護扶助等を受給している方の割合が高いケースがあるという結果があり、これは利用する介護サービスの多少に関わらず利用者本人の負担は変わらないということが理由としてあるのではないかと考えられる。市町村の関係部局と情報提供などの連携、確認をいただいたうえで、最終的には適正な高齢者住まいの一覧のようなものができるといいと考える。ケアマネジャーや病院の地域連携室の医療ソーシャルワーカーが、利用者からどういう住まいを選択すべきかと相談を受けたときに、適正な高齢者住まいの一覧のようなものがあると、紹介事業者等を介さずに直接検索することもできる。今後そういった検討をお願いできればと思う。

【事務局】
委員のご指摘のとおり、今回の調査においては、非特定の高齢者住まいの方が、特定施設入居者生活介護の指定のある住まいよりも要介護度が高い方が入居しているという傾向が示された。説明の中で申し上げたとおり、現在、高齢者住まいに関する確実なデータの取得が難しい状況で、ここに掲載しているデータも各市町村や高齢者住まいがホームページで公開している重要事項説明書の内容を集計したデータである。そのため正確性において完全なデータとは言い難いことを申し添える。
今般、老人福祉法が改正され、まだ細かい要件は決まっていないが、一定の要介護度の方を

入居させている有料老人ホームについては登録制になる予定であるので、非特定の住まいに対しても今後何らかの対応ができる可能性があるのではないかと考えているところ。
また、退去先別構成比のホスピス型とそれ以外の住まいの内訳データについて、ご指摘のとおりそういったデータがあればより精緻な分析ができると考えるが、持ち合わせていないというのが現状である。先ほど他の委員からご意見をいただいた在宅で最期までお過ごしになった方のデータであるとか、介護に関する細かいデータがもっとあればと感じているところ。必要なデータをどのように取得できるかについて、引き続き検討してまいりたい。
ケアマネジャーや医療ソーシャルワーカーへの有料老人ホームの情報提供に関連して、今般の老人福祉法の改正で、重度の要介護者を受け入れる有料老人ホームが今後登録制になることと併せ、紹介事業者等の透明性を図るということも法改正に盛り込まれている。市町村と協力をしながら、有料老人ホームのケアの質の確保に取り組んでまいりたい。

【会長】
高齢者住まいの問題は非常に大きな問題であると考えている。入居者の要介護度が高いというデータを掲載していただいているが、入居してから要介護度がどのように変化しているのかという視点も必要ではないかと考える。
非特定の住まいがすべてそうだと決めつけてはいけないが、軽度の方も入居してから要介護度が進んでしまっているのではないかと懸念している。そのような状態は利用者のためにならないのはもちろん、財政的にも、介護給付適正化という意味でも良くないと考えているので、そういった入居後の要介護度の変化についてわかるようなデータもあればと思う。

【委員】
介護者があっての介護であり、事業所の介護者、そして家族の介護者がいるが、次期計画では介護者支援、特に家族介護者への支援をもう少し前に出していただけたらと思う。80 歳代、90 歳代の介護者が超老老介護をしている現状があり、また、要介護者の子どもたちがビジネスケアラーとして仕事をしながら介護をしており、介護離職もとても増えていると感じている。そういう方々への支援をもう少し前面に出していただければと思っている。
在宅での介護ができなくなるとどうしても施設等への入所が必要になるので、介護者支援のためには施設等も必要であると考えるが、現在、高齢者住まいがたくさんある中で、本人や介護者が適切な入居先を見つけることができず、いわゆるあっせん業者、紹介業者を頼るということが起きている。ただ、その紹介業者もたくさんおり、どこに頼んでいいのかわからない、安心して頼めるのかわからないという状況にある。紹介業者への報酬は利用者が払うわけではなく、入居した住まい側から支払われるそうだが、紹介業者が受け取れる報酬が高いところを勧められるのではないかという不安もある。また、苦情などもどこに届ければいいのかわからない。
先日、高齢者住まいに入居した人たちが、どれくらいの期間で退去しているのか府へ問合せ

たところ、1 年未満が 33%とのことであった。死亡による退去もあるかもしれないが、介護度が上がってその住まいが合わなくなり退去せざるを得なかったり、介護保険施設に入所されたのかもしれないと思っており、もう少し詳しく実態がわかればいいと感じている。介護者がいなければ介護はできない。事業所の介護者と私達家族介護者は車の両輪であると考えている。当事者団体としては、家族介護者の健康や精神的なフォローも次期計画の柱に位置付けていただき、あたたかい計画になってほしいと思っている。また、できれば大阪府にもケアラー支援条例ができればいいと感じている。

【事務局】
家族の介護をしている方は非常に多く、国の調査によると、全国で 300 万人以上の方が働きながら介護をしている状況でもある。大阪府においては、以前よりヤングケアラーの問題に取り組んでおり、また、令和 7 年 1 月にビジネスケアラー、ダブルケアラーの支援のためのケアラー支援関係会議を庁内の関係課で設置したところ。庁内でどのような施策に取り組んでいけるか、労働部局等と連携して進めてまいりたい。また、介護に関する相談は地域包括支援センターなどでも受けていると聞いているので、センターを設置している市町村に対してどのような支援が必要なのか引き続き考えてまいりたい。

【委員】
大阪府内で 1 万数千人の民生委員・児童委員が身近な相談相手として活動しており、自身のその経験を踏まえて、資料 4 の次期計画の骨子案にある、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられることをめざすという方向性は良いと思っている。
資料 4 の 7 ページに、「社会参加の促進」として「誰もがいきいきと活躍できる社会の実現」とあり、これも素晴らしいことであると思う。ぜひこうなってほしいと思うが、現実には、高齢者の雇用、就業が計画どおりいかず、生活が成り立たなくなり、そこから様々な困りごとが発生することがある。
高齢者や若年性認知症の方に対して、本人ができることを理解し、本人と相談をして、その上で、就労先とマッチングをする必要がある。今までできた仕事ができなくなるということが往々にしてあるが、その中でできる仕事を事業所・雇用者側と相談して、何とか生活ができるように、就労につなげる必要がある。これは申し訳ないが、民間の団体では難しいと考える。若年性認知症の方への支援は 3 年くらいかかる。
自身の経験から言うと、ご本人と面談してできることを探す、マッチングする、事業所の中で今できる業務があるのかどうか、できる業務の切り出しをする、その事業所の人事やその職場への就業サポートをする、定着支援をする、こういったことを考えると 1 年くらいは経ってしまう。このような支援をする余裕が民間にはない。
具体的な取組みの案として「シルバー人材センター事業の促進」と書かれているが、シルバー人材センターに会員登録できる人はよくても、できない人が恐らくお困りになっている。

ここを何とかするのが計画であり、載せなければいけない部分だろうと思っている。高齢者イコールシルバー人材センターという考え方ではなく、もう少し実態を踏まえていただきたいと思う。シルバー人材センターの活用と書くのであれば、もう少し具体的に、「こういうことでシルバー人材センターを活用する」というように、どういったプロセスで取り組むのかを考えて次期計画を仕上げていただきたいと思う。

【事務局】
大阪府では、高齢者の健康生きがい就労トライアル事業として、高齢者の方々が働きやすい環境で就労できるよう、できる仕事を切り出したうえでマッチングする事業を令和 6 年度から実施している。この事業は高齢者全般を対象としていることから、サポートが必要な方に対してきめ細かな対応まではできていないが、一定期間、例えば 3 ヶ月など働いたうえで、その就労先でそのまま働き続けるかどうかを決められる仕組みとなっており、高齢者の方が自分の適性に合った仕事を見つけていただけるよう事業を進めている。

【委員】
国の機関としてハローワークがあるが、窓口の職員は正規職員ではなく、何人契約して何人就職したかによって、次の年の雇用継続の有無が決まる人たちである。こういう人たちにサポートが必要な高齢者の就労支援ができるとは思えない。過去の経験から、やはり損得抜きでそういった活動ができるのは市町村の職員であると考えるので、そういう大阪版の支援体制を検討いただきたい。

【委員】
高齢者はどうしても客体、支援を受ける側というようなニュアンスになりがちなところがあるが、次期計画では、高齢者の方々が主体として地域の中で輝くというようなニュアンスを表せるといいのではないか。
例えば、資料 4 の 1 ページ、「めざすべき方向性」の重点方針の一つ目に、「高齢者がいきいきと元気に生活し続けることができるよう」とあるが、ここを「高齢者が主体として、いきいきと元気に生活し続けることができるよう」というように、高齢者も主体の一つであるというような文言を入れることを考えてもいいのではないか。
先ほどからデータでも示されているが、人口が減少していく中で、60 代の方が 80 代の方を支援する、80 代の方が 70 代の方を支援するというようなことが、今後より一層予想される。また、地域に存在する多様な主体も 2040 年には量的にかなり減っている可能性もあり、支援体制のサイズ感を考えたときに、高齢者も主体の一つとして輝けるよう、そういうニュアンスを計画の中に入れられるといいのではないかと思う。

【事務局】

委員のご意見については、大阪府がめざす方向性と一致しているもので、次期計画において、高齢者が主体となっていきいきと輝き続けられるようにというニュアンスができるだけ伝わるよう、策定を進めてまいりたい。引き続きご指導をよろしくお願いしたい。

【会長】
みなさまから貴重なご意見をいただき、感謝申し上げる。
いただいたご意見を踏まえ、事務局において、どのように計画を策定していくのか考えていただきたい。

【事務局】
高齢介護室長挨拶